

令和4年(国)第96号

令和5年11月30日

主文

後記「事実」第2の2記載の原処分1のうち、令和○年○月から令和○年○月までの期間の処分及び原処分2を、いずれも取り消す。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の原処分1のうち、令和○年○月から令和○年○月までの期間の処分及び、原処分2(令和○年○月から令和○年○月の期間)の各処分を取り消し、令和○年○月から令和○年○月までの期間(以下、「本件不服申立期間」という。)に係る国民年金法(以下「国年法」という。)による保険料(以下、単に「保険料」という。)について、その全額の納付を要しないものとする旨の承認を求めるとのことである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

1 請求人は、平成○年○月○日にその住所が職権消除され、令和○年○月○日から○○拘置所に拘禁されていた者であるが、令和○年○月○日(受付)、保険料の免除等に係る申請の受理及び処分に関する厚生労働大臣の権限に係る事務を受任している日本年金機構(以下、「保険者」という。)に対し、下記のとおり、保険料の免除・納付猶予の承認申請をした。

- ① 令和○年○月分(以下、「平成○年度分申請」という。)
- ② 令和○年○月から令和○年○月までの期間(以下、「令和○年度分申請」という。)
- ③ 令和○年○月から令和○年○月までの期間(以下、「令和○年度分申請」という。)

2 これに対し、保険者は、請求人に対し、いずれも、平成○年○月から請求人の住民登録がなく住所地が不明であることを理由に、下記のとおり、各申請を却下する処分をした。

- ① 平成○年度分申請について 令和○年○月○日付け(以下、「平成○年度分処分」という。)
- ② 令和○年度分申請について 令和○年○月○日付け(以下、「原処分1」という。)
- ③ 令和○年度分申請のうち、令和○年○月から令和○年○月までの期間に係る分について 令和○年○月○日付け(以下、「原処分2」という。)

なお、令和○年度分申請のうち、令和○年○月○分については、全額免除を承認する旨の処分をした。

3 請求人は、平成○年度分処分、原処分1及び2を不服とし、社会保険審査官に対する審査請求をし、更に当審査会に対し、原処分1のうち令和○年○月から令和○年○月までの期間の処分及び原処分2を不服として、本件再審査請求をした。

4 本件再審査手続きにおいて、本件不服申立期間における請求人の住所地について、下記の実事が明らかになった。

- ① 令和○年○月○日から令和○年○月○日
○○警察署に留置
(請求人提出の同警察署長作成の令和○年○月○日付け証明書)
- ② 令和○年○月○日から同年○月○日
○○警察署に留置
(当審査会の照会に基づく同警察署作成の令和○年○月○日付け回答書)
- ③ 令和○年○月○日から同年○月○日
○○警察署に留置
(当審査会の照会に基づく同警察署長作成の令和○年○月○日付け回答書)
- ④ 令和○年○月○日から令和○年○月○日
○○拘置所に在所
(請求人提出の同拘置所長作成の令和○年○月○日付け在所証明書)

- ⑤ 令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日
〇〇警察署に留置
(請求人提出の同警察署長作成の令和
〇年〇月〇日付け証明書)

第3 当事者等の主張の要旨
(略)

理由

1(1) 国年法は、日本国内に住所を有する
20歳以上60歳未満の者は、国民年
金の被保険者資格を有するとし(第7
条第1項第1号 以下「第一号被保険
者」という。)、被保険者の保険料の納
付義務を定め(第88条第1項)、また、
第一号被保険者については、厚生
労働大臣は、被保険者から申請があ
ったときは、被保険者、世帯主及び配
偶者について、その所得が基準額以下
である場合に、保険料の全額免除又は
一部免除をすることができると定めて
いる(第90条第1項、第4項、第90
条の2第1項ないし第3項、第5項、
国民年金施行令第6条の7ないし第6
条の12)。

(2) 保険料の免除申請者が住所を有して
いなかった場合等の取扱いについては、
「国民年金法施行規則の一部を改正す
る省令の施行に伴う事務の取扱いにつ
いて」(平成26年9月19日年管管発
0919第1号厚生労働省年金局事業
管理課長通知。以下「平成26年課長
通知」という。)により取り扱われて
いる。

「7 被保険者が住所を有していなか
った場合等の取扱い

(1) 前住所地が不明な場合

前住所地が不明で新たに住民登
録が行われた被保険者・・・から
免除等の申請があったときは、住
民となった日の属する月以降の期
間について免除等の審査期間とす
ること・・・

(2) 矯正施設の被収容者である場合
矯正施設収容中の者・・・につ

いては、矯正施設に収容中の期間
(以下「被収容期間」という。)は
住民登録がなかった期間であって
も日本国内に住所があったと認め
られることから、(1)の取扱いにか
かわらず被収容期間は免除等の審
査期間とする・・・」

(3) 刑事収容施設及び被収容者等の処
遇に関する法律(以下「刑事収用
法」という。)には、下記の規定が
ある。

第1条(目的) この法律は、刑事
収容施設(刑事施設、留置施
設・・・をいう。)の適正な管理
運営を図るとともに、被収容者、
被留置者・・・の人権を尊重し
つつ、これらの者の状況に応じた
適切な処遇を行うことを目的
とする。

第3条(刑事施設) 刑事施設は、
次に掲げる者を収容し、これら
の者に対し必要な処遇を行う施
設とする。

第2号 刑事訴訟法の規定によ
り、逮捕された者であって、留
置されるもの

第3号 刑事訴訟法の規定により
勾留される者

第14条(留置施設)

第1項 都道府県警察に、留置施
設を設置する。

第2項 留置施設は、次に掲げる
者を留置し、これらの者に対し
必要な処遇を行う施設とする。

第1号 警察法(昭和29年法律
第162号)及び刑事訴訟法の
規定により、都道府県警察の警
察官が逮捕する者又は受け取る
逮捕された者であって、留置さ
れるもの

第2号 前号に掲げる者で、次条
第1項の規定の適用を受けて刑
事訴訟法の規定により勾留され
るもの

第15条(留置施設)

第1項 第3条各号に掲げる者は、次に掲げる者を除き、刑事施設に収容することに代えて、留置施設に留置することができる。

第1号 懲役、禁錮又は拘留の刑の執行のため拘置される者（これらの刑の執行以外の逮捕、勾留その他の事由により刑事訴訟法その他の法令の規定に基づいて拘禁される者としての地位を有する者を除く。）

2 本件の問題点は、請求人の住民登録がなく住所地在不明であることを理由に請求人の令和〇年度分申請を却下した原処分1のうち令和〇年〇月から令和〇年〇月までの期間の処分及び、令和〇年度分申請のうち令和〇年〇月から令和〇年〇月までの期間の申請を却下した原処分2が、上記関係法令に照らし、適正かつ妥当といえるかどうかであるので、以下検討する。

3(1) 前記「事実」第2の4掲記のとおり、請求人は、本件不服申立期間につき、①令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、〇〇警察署に留置、②令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日は、〇〇警察署に留置、③令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日は、〇〇警察署に留置、④令和〇年〇月〇日から令和〇年〇月〇日は、〇〇拘置所に在所、⑤令和〇年〇月〇日から同年〇月〇日は、〇〇警察署に留置されていたことが認められる。

(2) ところで、保険料の免除申請者が住所を有していなかった場合等の取扱について、平成26年課長通知(1(2))は、矯正施設収容中の者については、被収容期間は住民登録がなかった期間であっても日本国内に住所があったと認められることから、その被収容期間は免除等の審査期間とすると定めるところ、矯正施設とは一般に、刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院、少年鑑別所、婦人補導院のこ

とを指すものであることからすると、本件不服申立期間のうち、上記の〇〇拘置所に在所していた期間((1)④)については、矯正施設収容中であつたと認めることができるので、日本国内に住所を有していたと認めて、かかる期間は免除の審査期間として扱うべきである。

また、上記によれば、都道府県警察の留置施設は、矯正施設の概念に含まれるとはいえない。しかしながら、刑事収用法第15条及び刑事訴訟法第204条、第205条により、刑事施設に収容することに代えて、警察署の留置施設で留置されている者については、日本国内に住所があることは明らかであり、本来は、刑事施設に収容されるべきところを、捜査の都合により、それに代えて同留置施設に留置されているのであるから、これを矯正施設収容中の者と区別して取り扱う合理性は全くない。そして、本件不服申立期間のうち、請求人の上記の各警察署での留置((1)①、②、③及び⑤)は、刑事施設に収容することに代えての留置施設での留置であつたと認めるのが相当であるので、そうすると、かかる期間については、上記平成26年課長通知を類推適用し、日本国内に住所を有していたと認めて、保険料の免除の審査期間として扱うべきである。

4 以上によれば、本件不服申立期間に係る請求人の保険料の免除申請を却下した原処分1のうち、令和〇年〇月から令和〇年〇月までの期間の処分及び原処分2は、いずれも相当ではないので取り消すこととし、主文のとおり裁決する。